

# 液化石油ガス法に関する権限移譲について 【報告】

2023年3月15日  
経済産業省 産業保安グループ  
ガス安全室

# 液化石油ガス法に関する権限移譲について

本改正は、液化石油ガス法についての都道府県知事の事務・権限（販売事業の登録、保安機関の認定、貯蔵施設の設置許可等）を政令指定都市の長に移譲するもの

- 法律：2022年3月4日、閣議決定（地方分権一括法として改正）。  
2022年5月20日に公布済。
- 政令：2023年1月13日閣議決定、2023年1月18日公布済。
- 省令：2023年1月23日公布済。年度内に通達を改正。  
いずれも2023年4月1日施行予定。

液化石油ガス法における事務・権限の移譲等の概要（黄色が改正部分）

事務・権限の内容	経済産業大臣又は都道府県知事の権限に属する事務		都道府県知事の権限に属する事務		経済産業大臣又は都道府県知事の権限に属する事務	経済産業大臣又は都道府県知事の権限に属する事務	
			免状交付事務及び試験事務以外	免状交付事務及び試験事務	試験事務		
事務・権限の内容	液化石油ガス販売事業（法第2章） 液化石油ガス販売事業者の認定（法第3章の2）	保安業務（法第3章）	貯蔵施設等の充てんのための設備（法第4章） 液化石油ガス設備工事（法第4章の2第1節）*第38条の3及び第38条の10	液化石油ガス設備工事（法第4章の2第1節）*第38条の4～第38条の9	指定試験機関（法第4章の2第2節）	液化石油ガス器具等（法第5章）	雑則（法第6章） *報告聴取、立入検査等
改正法における権限移譲の対応	都道府県知事の権限を指定都市の長に移譲		移譲対象外		法改正の必要なし（現行条文で市長が含まれている）	都道府県知事の権限を指定都市の長に移譲	